

# 軽微な農地改良

農地造成(一時的に土砂等を置く場合も含む)を行う場合は、原則として一時転用許可が必要ですが、自然に存在する地山の山砂等を使用し、高さ要件等に該当する軽微な農地改良は、農業委員会への届出となります。

## 軽微な農地改良の届出

農地の所有者(耕作者)自らが従前の作土と同等以上の土砂等を用いて、軽微な農地の改良を行うものです。

また、次の要件を全て満たすものを軽微な農地改良とみなします。それ以外のものについては、一時転用許可が必要な農地造成行為になります。

- ①平均盛土厚さが1m未満であること。
- ②盛土行為に伴い、赤道や青道の構造等を変更することとなる等、他法令の許認可等を要するものでないこと。
- ③工事に要する期間(工事着手から耕作可能な状態の農地への復元が完了するまでの期間)が3か月以内であること。

※『従前の作土と同等以上の土砂等』とは、自然に存在する地山を掘削したことによって得られた山砂・山土砂・搬出元が明らかな畑土等です。

建設残土等を使用する場合は、一時転用許可が必要な農地造成行為になります。

必要書類	
軽微な農地改良の届出書 (様式第16号)	
土地の登記事項証明書(3か月以内に発行された全部事項証明書)	
公図の写し	※申請地を色枠で表示すること。
搬入土砂等の取得先との契約書(写)	
工事請負契約書(写)	
位置図・案内図	※申請地を色枠で表示すること。 ※概ね3,000分の1から25,000分の1の縮尺(住宅地図でも可)
土砂搬入元図	
その他 農業委員会が必要とする書類	

※事業面積が500㎡を超える場合は、農業委員会に届出をするのと同時に環境保全課に『小規模埋立て等適用除外届出書』を提出していただきます。